印西市廃棄物減量等推進審議会会議録

- 1 開催日時 平成27年10月22(木) 午前10時00分から11時55分まで
- 2 開催場所 印西市役所農業委員会会議室
- 3 出席委員 梅津敏委員、髙澤康子委員、吉村仁委員、齋藤郁世委員、山口茂委員、藤江幸男委員、 鈴木政信委員、森宣夫委員、長尾雄二委員、松下吾朗委員、
- 4 出席職員 環境経済部長 五十嵐理、クリーン推進課長 山口隆、副主幹 岩井久、主査 伊藤康之、 主査 越川洋男、主査補 鈴木勝巳
- 5 傍 聴 者 なし
- 6 次第
 - 1. 開会
 - 2. 市長挨拶
 - 3. 自己紹介
 - 4.会長及び副会長の選出(会長に梅津敏委員、副会長に髙澤康子委員を選出)
 - 5.会長挨拶
 - 6.議事
 - (1)平成26年度印西市一般廃棄物処理概要について
 - (2)第2次印西市ごみ減量計画の第1期実施計画について
 - (3)その他
 - 7. 閉会
- 7 配付資料
 - ·次第
 - ·委員名簿
 - ·席次表
 - ·平成26年度印西市一般廃棄物処理概要
 - ・第2次印西市ごみ減量計画 第1期実施計画
 - ・第2次印西市ごみ減量計画
- 8 会議概要
- (1)平成26年度印西市一般廃棄物処理概要について
 - ・印西市の概要
 - ·一般廃棄物処理概要
 - ·一般廃棄物処理経緯
 - ・ごみ処理現況
 - ·資源化事業
 - ·施設、許可業者
 - ・クリーン印西推進運動等
- (2)第2次印西市ごみ減量計画の第1期実施計画について
 - ・アクション1 ごみの排出抑制・分別排出の意識啓発の推進
 - ・アクション2 環境教育・学習機会の充実
 - ・アクション3 ごみの減量・リサイクルの市民実践活動等への支援
- (3)次回審議会について

・平成28年2月または3月に次回審議会を開催することとする。

9 審議経過

(印西市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第3条第1項の規定により会長が議長となる。)

議 長 それでは、次第に従いまして、(1)平成26年度印西市一般廃棄物処理概要について、事務局から 説明をお願いします。

事務局 お手元の資料「平成26年度 印西市一般廃棄物処理概要」をご覧ください。

こちらは、昨年度の廃棄物の処理概要をまとめたものでございます。

これについて、御説明させていただきます。

最初の1、2ページについては、市勢や組織についてですので、説明を割愛させていただきます。 3ページをご覧ください。廃棄物行政について、所管する本課について、まとめております。

クリーン推進班と不法投棄班、次期中間処理施設対策室の2班1室で構成しています。

事務分掌ですが、クリーン推進班につきましては、

廃棄物減量等推進審議会に関すること。

ごみの減量化及び資源化に関すること。

一般廃棄物処理業等の許可及び指導監督に関すること。

都市廃棄物空気輸送施設に関すること。

印西地区環境整備事業組合及び印西地区衛生組合に関すること。

課の庶務に関すること。

不法投棄班につきましては、

清掃事業及び美化運動の企画、調査及び調整に関すること。

廃棄物の不法投棄に関すること。

歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例の推進事業に関すること。

その他ごみに関すること。

次期中間処理施設対策室につきましては

印西クリーンセンター次期中間処理施設等に関すること

となります。

続いて4ページをご覧ください。

(3)ごみ処理概要ですが、

市内の家庭から排出される可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみは、印西地区環境整備事業組合が運営する印西クリーンセンターにおいて、中間処理し、中間処理後の焼却灰や不燃残渣は、一部資源化するものを除き、大廻地区にあります印西地区一般廃棄物最終処分場において、埋め立て処分を行っています。

有害ごみについては、印西クリーンセンターにおいて、一時保管後、委託処理を行っています。 また、資源物については、印西地区環境整備事業組合において、民間業者へ委託及び売却しています。

なお、事業活動によって生じた一般廃棄物は、印西クリーンセンター及び民間業者に搬入された 後、処理されています。

以上について、ごみ処理の体系を示しますと(4)のとおりとなります。

なお、資源物につきましては、ビン類、カン類の搬入先となる中間処理業者は、本埜小林地区にあります(株)印旛共進となり、紙類、布類、ペットボトル、プラ包装の搬入先となる中間処理業者は、 松崎工業団地内にあります(株)佐久間となります。 また、廃食油につきましては、市の15の公共施設において、集められたものを(株)丸正(まるしょう)という足立区の再生業者へ売り払っております。

続きまして、5ページ(5)ごみの分別基準ですが、表のとおりとなっております。

各家庭には、「資源物とごみの分け方・出し方」というA2サイズのカラー刷りのものをお配りして、周知を図っている所でございます。

なお、表の下に、処理不適正物として、印西クリーンセンターで受け入れ出来ないものについて記載しております。こういった物についての処理について問い合わせがあった場合については、買い替えに合わせお店に引取ってもらうか、市内の処理困難物引取り業者を紹介するなどしているところです。

また、直接搬入につきましては、引っ越しなどで大量にごみが出た場合などは、市役所または支所、 出張所で申請手続き後、交付された許可書を持参してクリーンセンターに持込みいただ〈ような形 になります。

有価物につきましては、紙類、繊維類、ビン類、金属類と記載がありますが、申し訳ございません平成 25 年度から新たにペットボトルも追加している所でございます。

続きまして、6ページですが、各町内会、地区ごとのごみの排出曜日をまとめたものでございます。 先ほど、お話した「資源物とごみの分け方・出し方」のとおりでございます。

続きまして、7ページの「し尿及び浄化槽汚泥の処理概要」につきましては、栄町にあります印西地区衛生組合が運営する衛生センターで、処理され、その後、各残渣物につきましては、表にありますとおり堆肥化や埋め立て処理がされている所でございます。

続きまして、8ページから11ページですが、一般廃棄物の処理経緯をまとめています。

内容については、記載のとおりですので説明については割愛させていただきます。

続きまして、12ページをご覧〈ださい。

清掃事業費の推移でございますが、本課の予算項目でございます。

1目、「清掃総務費」につきましては、ごみ減量化・再資源化推進事業、不法投棄対策に要する経費、歩行喫煙、ポイ捨て等防止事業、クリーン印西推進運動事業に係る経費ございます。

2目、「塵芥処理費」につきましては、都市廃棄物空気輸送施設維持管理に要する経費、印西地 区環境整備事業組合負担金、都市廃棄物空気輸送事業収束に要する経費でございます。

3目、「し尿処理費」につきましては、印西地区衛生組合負担金となります。

続きまして、13ページをご覧〈ださい。

一般廃棄物排出量推移でございますが、家庭系ごみ、事業系ごみを合算しました、 可燃ごみ、 不燃ごみ、 粗大ごみの排出量、それと資源化量として行政回収による資源物量を記載しております。

総量につきましては、21年度までは、合併前の数値でございます。22年度からは、合併後の数値でありますが上昇しております。なお、上昇原因といたしましては、東日本大震災による放射性物質の影響で、刈草や剪定枝などが民間の堆肥施設で受入れを拒否した関係で、印西クリーンセンターへの運搬量が増えたことによるものおよび、企業の進出により事業系一般廃棄物の排出量が増加したものが大きいと推測しております。

続きまして、14ページをご覧〈ださい。

家庭系の一般廃棄物排出量の推移でございますが、先ほどの表同様、22 年度からは、合併後の数値を記載しておりますので、そこで、急に増えたような形になっております。

表中、下段に記載の数値は、排出量を人口、さらに1年間の日数で割った、1人1日当たりの排出

量を記載しています。26 年度につきましては、可燃ごみ473g、不燃ごみ 18g、粗大ごみ 35g、全体で 708gとなっています。

続きまして、16ページをご覧ください。

上の表「資源物収集量内訳」でございますが、先ほどの14ページの表の資源化量について、各資源別に表したものです。表中、「ビン類」から「プラスチック製容器包装」までは、各家庭から集積所へ排出された量でございまして、「廃食油」につきましては、集積所回収はしておらず、市の公共施設15か所での回収をしている量でございます。

先ほどの表同様、22 年度からは、合併後の数値を記載しておりますので、そこで、急に増えたような形になっています。

「紙類」が若干、減少傾向にありますが、この要因としては、スーパーなどの店頭回収や、古紙回収業者などが各家庭を回り、古新聞などをトイレットペーパーなどと交換する回収などが、増加していることと考えられます。

また、平成27年2月より小型家電の回収を開始しております。

その下、「資源物出荷量内訳」でございますが、回収され中間処理業者などへ運ばれた後、選別作業等が行われ不良な物などを除いて、再生業者などへ出荷されることになりますが、その際の出荷量について記載したものです。

続きまして、17ページをご覧〈ださい。

事業系一般廃棄物排出量の推移でございます。

平成21年度からクリーンセンターでの受入れ時の処理手数料が1キログラム当たり21円だった処理手数料が10kgあたり250円に改定されたこともあり、排出量は減少していますが、22年度、合併後は、増加傾向にあります。

上昇原因といたしましては、先ほども説明しましたが、東日本大震災による放射性物質の影響で、 刈草や剪定枝などが民間の堆肥施設で受入れを拒否した関係で、印西クリーンセンターへの運搬 量が増えたことによるものおよび企業の進出により排出者が増えたことによるものと推測しておりま す。

続きまして、18、19ページですが、し尿排出量の推移、し尿浄化槽設置状況について、まとめたものでございますが、これについては、説明を割愛させていただきます。

続きまして、20ページ、「(6)ごみ処理コストの推移」でございます。

一番上、「収集運搬コスト」に係る「歳入額」につきましては、収集した古紙等資源物(カン類・紙類・ 布類)の売り払い代金と、ペットボトル・プラ包装・ビン類について、容器包装リサイクル協会が再商 品化事業者から得る有償入札拠出金の分について合計したものです。

「歳出額」については、各集積所の収集運搬に係る委託業者への支払額や、資源物等の中間処理業者への支払額、それと市で実施しているゴミゼロ運動等での収集運搬費や、動物死骸収集運搬委託費等でございます。

表右側「コスト」につきましては、1t当たりの経費を記載しておりますが、歳入額を含めない場合が左側で、含めた場合が右側で記載しております。

2段目の表「印西クリーンセンター維持管理コスト」でございますが、「歳入額」でございますが、クリーンセンターで事業系ごみについては、入り口で台貫機により、10kgあたり 260 円の処分手数料と徴収しておりますので、その額と、有価物売り払い代金として、クリーンセンターにおいて、家電等については、分解して金属類をピックアップしておりますので、その売り払い代金でございます。

「歳出額」につきましては、クリーンセンターの運転管理費や施設維持費などでございます。

3段目の表「∪尿処理コスト推移」については、∪尿の関係ですので、本日は説明を割愛させていた だきます。

続きまして、21ページ「4.ごみ処理の現況」、「(1)家庭系月別排出量推移」ですが、やはり、例年5月が、引っ越しごみの影響などもあろうかと思いますが、一番多い状況です。

その下、「(2)可燃ごみ組成分析」ですが、家庭ごみのうち、青い袋で出される「燃やすごみ」について、26年度は年に1回、分析調査を行うため、一部集積所から青い袋を抜き取り、統計を取らしてもらった結果です。

ご覧のとおり、厨芥類、生ごみのことですが37.2%と、4割弱が生ごみとなっております。

続きまして、22ページ、「5.資源化事業(1)有価物集団回収事業」ですが、市では、ごみの減量化と資源の再利用を図るため、平成元年度から有価物集団回収奨励金制度を設け、市民ぐるみの運動を推進しています。この制度は、市民の環境浄化に対する意識を高め生活環境の保全と向上を目的に、子ども会・高齢者クラブ・PTA等の団体が、有価物回収を行った場合、その有価物の回収量に応じて奨励金を交付するものです。

対象としている有価物については、新聞紙・雑誌・雑紙・ダンボール・布類・ビン類・アルミや鉄とペットボトルとなります。

奨励金につきましては、回収していただいた団体には、1kgにつき6円、また、それを回収する業者には 1kgにつき2円を交付しているところでございます。

以下、表につきましては、18年度からの登録団体数及び各種類ごとの回収量、支払った奨励金について、まとめさせていただいています。

続きまして、23ページ「(2)生ごみ減量化事業」でございますが、市では、平成3年4月に「生ごみ 堆肥化処理容器購入設置補助金交付要綱」を施行し、一般家庭から排出される生ごみを堆肥化 し自家処理する場合に、容器を購入した家庭に対し補助金を交付し、ごみの減量化と再資源化を 図っています。

補助金の額ですが、購入額の3分の2の額としております。ただし、限度額を設けており、生ごみ処理容器につきましては、1容器につき3,000円まで、生ごみ減量化機器については、1基につき40,000円までとしております。

また、容器については1世帯2容器まで、但し、50以以下の容器については4容器まで。としており、 生ごみ減量化機器については1世帯1基までとしております。

以下、表につきましては、平成3年度からの交付状況について、まとめさせていただいております。 交付世帯の合計ですが、2810世帯となっています。

ちなみに、この交付世帯数を平成 26 年度の印西市の総世帯数 35,516 で割ると、約8%となります。

続きまして、24ページ「6.施設・許可業者(1)ごみ処理施設」ですが、一般廃棄物の中間処理については、一部事務組合である印西地区環境整備事業組合が事務分担し、印西市・白井市及び 栄町の一般廃棄物を「印西クリーンセンター」において、焼却・破砕処理しています。

施設概要、処理体系については、以下のとおりでございます。

続きまして、25ページ「(2)都市廃棄物空気輸送事業」でございますが、平成 26 年度中に特筆すべき事項がなかったことから割愛させていただきます。

続きまして、26ページ、「(3)ごみ収集運搬許可業者」でございますが、廃棄物処理法第7条により、一般廃棄物の収集運搬につきましては、市町村の許可が必要となりますので、本市において許可している業者の一覧でございます。

続きまして、27ページ「し尿処理施設」ですが、栄町にございます「印西地区衛生組合」の概要と、し 尿及び浄化槽汚泥収集運搬許可業者の一覧でございます。

続きまして、28ページ、その他といたしまして、「(1)クリーン印西推進運動」でございますが、毎月第1月曜日をクリーン印西推進デーとし、「みんなでつくろう 美しい ふるさと いんざい」をテーマに、市・市民・事業所が一体となり、ごみの散乱防止・散乱空き缶等の清掃を目的とするクリーン印西推進運動を市内一斉に実施しています。

町内会など参加団体、参加人数、排出量につきましては、表のとおりでございます。

- 「(2)ゴミゼロ運動」につきましては、関東甲信越静1都10県で、毎年、5 月 30 日前後を中心に、統一美化キャンペーンとして、空き缶等のごみの散乱防止と再資源化促進の普及啓発を図っています。また、平成22年度からは、市独自に「秋の統一美化キャンペーン」を実施しています。
- 「(3)不法投棄防止事業」につきましては、市内において場所や時間帯を問わずゲリラ的に発生する不法投棄行為に対し、パトロールの実施のほか、不法投棄監視員を配置して未然防止に努めるとともに、不法投棄物の早期発見・早期対応により快適な生活環境を保全し、「不法投棄しに〈い」環境づ〈りを目指しています。

続きまして、29ページ、「(4)動物死骸収集」につきましては、路上等に放置された動物の死骸の収集状況を記載しています。

「(5)歩行喫煙、ポイ捨て等防止事業」につきましては、市、市民等、事業者、土地所有者等が一体となり、きれいなまちづくりを推進するために取り組み、清潔で快適な生活環境を確保することを目的として、歩行喫煙、空き缶等の散乱の防止等に関し、平成20年1月15日「印西市歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例」を施行し、事業を実施しています。

なお、平成20年4月1日からは、千葉NT中央駅付近を重点区域と定め、過料徴収を開始しています。

以上が「平成26年度印西市一般廃棄物処理概要」でございます。

- 議 長 ありがとうございました。膨大な事業を短時間で説明ということでなかなか理解しづらいところもあったかと思いますが、どなたか、ご質問等ございましたらお願いします。
- 委 員 17ページ、事業系の年度別排出量の推移のグラフがありますが、この数値と第2次計画の目標値 の差が大きいがどのように考えていますか?
- 事 務 局 事業系のごみ排出量については進出企業が増えていることもあり増加しているところですが、市としては対策として多量排出事業者に対し、説明会を開催し、ごみの減量化計画書を提出いただき、 ごみの減量再資源化に努めているところでございます。
- 議 長 進出企業が増えたということですが、数量はつかめていますか?
- 事 務 局 たとえば、ショッピングモール等は5つのテナントが入っている場合でも「1」とカウントしますので、何 社ということにはなりませんが、多量排出事業者の数は、平成22年57件、平成23年57件、平成24年59件、平成25年60件、平成26年62件、平成27年64件となっております。
- 議 長 多量排出者の基準はどうなっていますか?
- 事務局 次のいずれかに該当する事業者、事業所の設置者となります。

事業の用途に供される部分の延べ床面積が3,000平方メートル以上の建築物を所有し、又は占有する事業者、小売業が行われる建物で、建物内の店舗面積が1,000平方メートル以上の店舗を所有し、又は占有する事業者です。

委 員 21ページの可燃物組成分析についてですが、紙の割合については資源になるものが含まれているのでしょうか?

- 事 務 局 資源になる紙とティシュなどのように資源にならないもの両方合わせて数字となりますので含まれております。
- 委員 10ページの小型家電の回収状況を教えて〈ださい。
- 事務局 平成27年2月20日から開始され3月末までに約400キロ回収しております。その後も1カ月あたり 300キロから400キロ回収されておりまして、当初環境整備事業組合が想定した収集量と同程度 であり順調に回収できていると聞いております。
- 委 員 25ページ、空気輸送について「環境の変化」を理由としているが、環境の変化とは何ですか?
- 事 務 局 ごみの空気輸送は、24時間いつでもなんでもごみを排出できるという利便性を考えられた時代の ものです。その後、時代はごみの減量、分別再資源化の時代に変わっております。このことから環境 の変化という言葉を用いました。なお、経済的には全く合いません。
- 委 員 21ページの可燃物組成分析についてですが、紙の分別については取り組まれており進んできているが、これからの話になると思うが、樹木についての取り組みはどうですか?
- 事 務 局 剪定枝、刈草についてですが、事業系ごみについては比較的民間処分場に持ち込まれていると認識しているが、家庭系ごみについてはクリーンセンターに持ち込まれています。
 このことについてどのように取り組んでいくかについては、環境整備事業組合の計画においても検討課題とされております。分別回収している市町村も全国的にはいくつかあることから、今後検討すべき課題と認識しております。
- 議 長 今現在、21街区もすべて戸建てで検討されているので、剪定枝等の排出が多くなることが想定されるので検討していただきたい。
- 議 長 不法投棄についてですが、不法投棄の件数が減っていることはとても喜ばしいことだと思います。そこで監視カメラの運用状況について説明して〈ださい。
- 事 務 局 現在32台ございまして、8台が撮影機能付、24台がダミーとなっており、抑止力を目的としております。今後はさらに台数を増やしていきたいと考えております。
- 議 長 それでは、まだご質問等あるかと思いますが、議事の進行上、次の議題に入らせていただきたいと思います。次に議題(2)第2次印西市ごみ減量計画の第1期実施計画について、事務局から説明をお願います。
- 事務局 お手元の資料「第2次印西市ごみ減量計画 第1期実施計画」をご覧ください。

「第2次印西市ごみ減量計画」につきましては、平成24年度から27年度までを第1期、平成28年度から目標年度の32年度までを第2期と致しまして、3つの施策のもと、21の事業に取り組んでいくこととしております。

具体的には、表紙1枚をめくっていただき、目次にございますアクション1から3までとなります。 それでは、第1期実施計画につきまして御説明させていただきます。

1ページから21ページまで、1ページ1事業ごとで掲載しております。

各事業、「年度計画の内容」、「年度の事業実績」、「年度の成果及び問題点」という構成で、そのうち「年度の事業実績」と「年度の成果及び問題点」については、24年度から26年度の結果を記載しております。

それでは、説明に入らせていただきます。

なお、説明ですが、すべての事業について説明させていただきますと長時間に及んでしまいますので、本日は、主なものについてのみご説明させていただきますのでご了承〈ださい。

それでは、1ページ、7クション1から、事業名、「 (仮称)廃棄物減量等推進員制度の導入検討」をご覧ください。

本制度につきましては、地域に密着して、ごみの減量化、資源化を促進していくためのボランティア・ リーダーとしての廃棄物減量等推進員制度の構築やごみ減量モデル地区などの導入を検討するも のでございます。

「廃棄物減量等推進員制度」については平成26年度より開始し、主に、所属する町内会などを中心に様々な地域活動を行う任期一年の推進員、クリーンパートナー74名、市の事業への協力を行う任期3年の推進員、クリーンアドバイザー11名を委嘱いたしました。なお、平成27年度のクリーンパートナーは、本日現在89名となっております。

続きまして、2ページ、「粗大ごみ処理有料化の協議検討」をご覧ください。

粗大ごみ処理有料化の協議検討につきましては、家庭ごみの収集運搬の事務を所管している印西地区環境整備事業組合および構成市町による担当者会議で平成25年度に引き続き協議しているところでございます。

続きまして、4ページ、「生活に密着したパンフレットの作成配布」をご覧ください。

平成26年度におきましては、携帯電話(スマートフォン)のアプリによる、ごみ分別等の情報配信サービスの実施を検討しました。検討の結果、平成27年8月よりごみ分別等の情報配信サービスを開始いたしました。現在登録者数は約600名です。

続きまして、6ページ「ごみ減量化等説明会の開催」をご覧ください。

26年度の実績につきましては、町内会等を対象にした「ごみ減量化等説明会の開催」を14団体、 延べ313人の方の御出席をいただき実施いたしました。

また、印旛児童館においても出前講座を3回開催し、合計で28組の親子にごみの分別方法等を説明しました。

続きまして、9ページ「教育機関と連携した学習機会の提供の検討」をご覧〈ださい。

26年度実績でございますが、全小学校の事務職員研修においてごみの分別等に関する説明会を開催し、分別方法等の解説を行うとともに、各学校において児童を巻き込んで分別に取り組むよう呼びかけを行いました。また、夏休みには小学生親子を対象としたリサイクル施設等見学会を実施しました。

続きまして、15ページ「大型生ごみ処理機導入事業の検討」をご覧〈ださい。

この事業は、集合住宅などでは、各家庭での生ごみ処理機等の設置が難しいと考えられることから、 集合住宅や自治会単位で設置し利用できる大型生ごみ処理機の導入について調査、検討するもの でございます。

26年度におきましては、平成25年度に申込を受け付けた1管理組合を対象に4月1日から業務用生ごみ処理機2台を導入し、実証実験を開始いたしました。平成26年度におきましても、引き続き実施しているところでございます。

続きまして、19ページ「有価物集団回収奨励金事業の充実」をご覧ください。

有価物集団回収事業については、町内会や子ども会など、市民が実施する効果的なリサイクル活動としてすでに定着しておりますが、今後も回収団体数の増加が図れるよう3年程度の周期により検証を行い、制度の充実を図っていきたいと考えています。

続きまして、20ページ「拠点回収場所及び回収品目拡大の検討」をご覧ください。

「拠点回収場所及び回収品目拡大の検討」につきましては、従前より実施している廃食油拠点回収事業について、ホームページ、広報紙および「ごみ減量化説明会」において啓発を行いました。また平成27年2月より、使用済小型家電の拠点回収を環境整備事業組合主体で開始いたしました。

以上で簡単ですが、第2次印西市ごみ減量計画第1期実施計画の平成26年度事業実績の報告と

- させていただきます。よろしくお願いします。
- 議 長 ありがとうございました。大変多くの事業の報告をいただきましたけれども、ご質問やご意見がありましたらお願いします。何かございますでしょうか。
- 委 員 廃食油の拠点回収で集められた廃食油はどうリサイクルされていますか?
- 事 務 局 東京都にあります丸正という会社に払い下げをしています。インクの原料としてリサイクルされている と聞いています。
- 委 員 パンフレット類ですが、パンフレットを雑がみ袋にして配布したらより効果的ではないかと思いますが いかがでしょうか?また将来的には雑がみを指定袋にしたらどうでしょうか?
- 議 長 私の知る範囲ですけれども、事務局でお答えいただいてもいいのですが、クリーンアドバイザーを中心に出前講座を実施しており、その出前講座のテーマは紙類の再資源化となっています。パンフレットを袋状にしてというアイディアはとてもよいと思いますが、現状はその出前講座の中で新聞紙を使った雑がみ袋の作り方をお教えしているということです。
- 委 員 粗大ごみを回収していて程度のいいものはメンテナンスをして販売しているが、自転車はしないので すか?
- 事 務 局 今現在の粗大ごみりサイクルの取り組みは、市で実施しているりサイクル情報広場とクリーンセンターで回収した粗大ごみの中から程度のいいものはメンテナンスして販売しております。おっしゃる通り、今現在は自転車の販売はしておりません。やっている市町村もあるようなのですが、防犯登録の関係やスペースの問題もあるようなので今後何ができるのか検討したいと思います。
- 委 員 実施計画の中で市として特に問題点と考えているものは何ですか?
- 事 務 局 粗大ごみの有料化と考えております。 県内ですべてのごみが無料なのは成田市と印西市のみであり、ごみの有料化については更なる減量化に向けて避けては通れないと考えております。
- 委員 ごみの減量化説明会の固定化とあるがどういうことですか?
- 事 務 局 平成24年度から実施しており、要望のある町内会さんに説明に出向くわけですが、要望をいただく 町内会さんが毎年同じような町内会さんになっているということです。他の町内会さんでも開催させ ていただけるよう働きかけを活発化しているところです。
- 委 員 雑がみの分類について今現在どれぐらい燃やすごみに含まれていますか?
- 事 務 局 環境整備組合の実施した組成分析調査によると13パーセントの資源になる紙が含まれており、そのほとんどがいわゆる雑がみでした。
- 委 員 15ページの大型生ごみ処理機の電気代について
- 委 員 市内マンション管理組合の協力を得て大型生ごみ処理機2台で実証実験をしております。毎月の 電気代は1台あたり1万1千円~2千円程度かかっております。
- 委員8ページのリユース食器についてどうなっているか?
- 事務局 衛生面やコスト面に大きな課題があり、現在は事業化できておりません。
- 委 員 クリーンセンターの焼却灰は最終処分場の延命のためにも再生利用したほうがよいと思うがどうされているのか?
- 事 務 局 一部埋め立て処分するものを除き、埼玉県寄居町にある道路路盤材として再生利用する会社に 持ち込んでおります。なお、最終処分場ですが今の状況でいけば今後50年以上使用可能とされ ております。
- 議 長 大変恐縮ですけどあと15分ほどになっておりますので議題(3)その他に移りたいと思います。事務 局何かございますか?
- 事務局 それではまずはじめに当審議会の今後の予定ですが、実施計画が24年から27年までということで、

今回は26年度の結果について説明させていただきたきましたが、28年度から新たな計画になりますので3月ぐらいに27年度の結果について説明させていただいたのち、24年度から27年度についてご意見をいただきたいと思います。それを踏まえて28年度からの素案を作成したいと思いますので次回、2月か3月にお集まりいただきたいと思います。

議長はい。

事 務 局 2つ目でございますが、ごみ減量化とはちょっと離れることになりますが、ごみの分別方法についてです。スプレー缶の出し方について、市民の安全を配慮し、穴をあけて出してもらう方法から、穴をあけないで出してもらえるよう変更する方法で検討しています。早ければ来年度に変わります。 最後になりますが、分け方出し方については、各ご自宅に配布をして周知を図っているところでござ

最後になりますが、分け方出し方については、各ご自宅に配布をして周知を図っているところでございますが、使用済小型家電が加わったことからリニューアルの準備をしております。来年度には各ご家庭に新しいものを配布したいと考えております。

議長はい。ありがとうございました。